

## 会議録

会議の名称	平成27年度 第3回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成28年2月9日（火） 午後7時00分から9時00分まで
開催場所	保谷庁舎4階 第3会議室
出席者	委員：吉岡座長、高岡副座長、相澤委員、市橋委員、久保地委員、税所委員、芹口委員、高野委員、中村委員、平塚委員、藤池委員、松岡委員、宮川委員、矢野委員 事務局：高齢者支援課介護保険担当課長以下4名
議題	1 前回会議録の確認について 2 地域密着型サービス事業所の指定更新について 3 地域密着型通所介護の移管について 4 その他
会議資料の名称	配布資料 前回会議録 資料1 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について 資料2 自己点検シート 資料3 地域密着型通所介護の移管 資料4 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に関する条例改正（平成28年4月1日施行）の概要について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>1 開会</u> ○座長： 定足数に達しているので、会議を開催する。事務局から資料の確認をお願いします。</p> <p><u>2 議題</u> (1) 前回会議録の確認について ○座長： はじめに、平成27年度第2回会議録の確認について、修正・変更などあるか。（意見なし） 前回の会議録については承認する。</p>	

(2) 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について

○座長：

それでは次の議題の西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について、今回は1件審査があるので、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について、資料1及び資料2に沿って説明。認知症対応型共同生活介護のグループホーム花・南町で、初めての指定更新となる。市が平成27年8月26日に実地検査を行った。市としては自己点検シートの項目について確認し、審査基準については問題がなかった。

○座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員：

苦情の対応について、具体的にどのような苦情があり、課題や問題点がなかったのか教えてほしい。運営推進会議には市や包括が参加しているが、出席者からコメントは聞き取っているのか。

○事務局：

苦情処理について、平成23年度に苦情が1件あったが、適切に対応がなされており、市から指摘する事項は特になかった。

運営推進会議については、今年度5回開催があり、可能な限り市の職員も参加している。利用者家族の要望があれば議題に上がったことを随時対応してもらっている。

○座長：

そのほかに何かあるか。

○委員：

運営推進会議の実施状況を確認したい。また満床で推移しているということだが、直近の入退所状況を教えてほしい。

○事務局：

運営推進会議の開催状況については、基本的には奇数月に開催している。稼働率については、現時点では満床と聞いている。

○委員：

事業展開を進めていくうえでの課題として、重度化に対応した施設整備等と書かれているが、具体的にはどの部分の施設整備を必要としているか聞いているか。

○事務局：

花・南町については、入浴設備は家庭用の浴室のため、浴槽をまたげない人がいる場

合には入浴が難しい。新しく開設した花・富士町については、リフト浴のできる浴室があるが、花・南町は1階も2階も通常の浴室である。

○座長：

今の入浴の件だが、リフト付きの浴室は介護者にとって意義があると思う。将来的には、花・南町でリフト浴の整備予定はあるのか。

○事務局：

課題意識はあるが、具体的な整備予定は聞いていない。介護者の方が持ち上げて入浴する方式だと、腰痛で介護者の方の離職につながりかねないと課題意識を持たれている。

○委員：

これまでグループホームの費用は高額であると話題にあがってきたが、自己負担月額利用料は介護保険の利用料なのか。

○事務局：

自己負担月額利用料は、食費・居住費・光熱水費などで、これに介護保険の自己負担額を合算すると、17～18万円くらいの費用になる。

○座長：

そのほかに何かあるか。

○委員：

ユニットの1と2の区別と、1と2で常勤と非常勤の割合が異なるが、サービスの質の維持に問題はないのか。こういうサービスは職員の定着率が高いと質が高いサービスが提供できるかと思うが、従業者の定着率を把握しているか。

○事務局：

ユニットの状況について、グループホーム花・南町では1階は介護棟という比較的介護度が高い方が入居しているユニット、2階は自立棟という要介護度1又は2の方中心のユニットになる。最初に自立棟へ入居をして、介護度が上がると介護棟の方へ移っていただく運営方法と聞いている。人員については、介護の実情にあった運営をしていると聞いている。職員の定着率については、一度採用されると長く勤めていると聞いているので、大きな人の出入りはないと思う。

○事務局：

定員18人のうち、男女比を教えてほしい。以前、男性は1名だけという事業所もあった。

○事務局：

平成27年8月の時点では、1階に男性3名、2階に男性3名いる。他のグループホームでも男性の姿も見かけているので、各グループホームによって状況が異なるのかもしれない。

い。

○委員：

指定更新について、書類を見ただけでは調査の項目やコメントがほとんどないため、何を根拠に審査をしたらよいのかわからない。前回の指定更新でも、運営推進会議の内容をもう少し載せた方がよいと提案したが、もう少し具体的な内容を載せないと、こうしたらもっとよいのではという意見も言えない。審査基準の適否については、どうして「適」なのか内容がわかる資料があればもっとよかったと思う。

○座長：

審査基準は、どういう項目か基準があるのか。

○事務局：

運営推進会議の構成員や回数に関しての基準はあるが、内容については各グループホームが決めている。どこまで運営推進会議の内容をお伝えできるかという、どうしても個人情報という部分に関わってくる。以前この会議でも指摘があったが、複数の事業所と一緒に運営推進会議を開催してはどうかという提案があったが、厚生労働省に問い合わせたところ、個人情報の問題がありそういう運用はできないという回答があった。個人名や利用者の写真など制約があるので、会議の内容を可能な限り公開できる範囲が前回の会議で提出したものがそれに該当する。

○委員：

外部評価というのは運営推進会議と別の人が行うのか。

○事務局：

評価機関があり、そこに依頼して作成している。各グループホームで1年に1回外部評価を行っており、第三者評価の結果を公表している。

○委員：

確認した結果を市がこう評価したというコメントがないと、確認したことはわかるが、どういう理由で適正だと判断したのかわからない。第三者評価の結果を指定更新の資料として添付してはどうか。

○事務局：

第三者評価の資料はとても分厚く、全部提出するのは難しい。どのような形で提出するのかを事務局で検討したい。

○委員：

資料2の3ページの11番、「サービスの提供の記録」の確認書類として、「利用者に関する記録」と書かれているが、どのような書き方や視点を持って書いていることが適正なのか。

○事務局：

実際の実地検査では、利用者に提供した具体的なサービス内容が記録されているかなどの確認を行い、不足していれば細かく記載するよう指導している。

○委員：

今の説明のように、いつまでに改善するといった指摘事項があればいくつか聞かせてもらいたい。今回、指定更新を受けようとする事業所のコメントには課題がだされているが、具体的にこういう課題があるので中長期的にはここを改善していくなどの目途を立てたうえで、この指定更新を認可すると言えると思う。

○事務局：

検査の結果については、実地検査のおおむね1ヶ月以内に指摘事項を文書で送付し、基本的には1ヶ月以内に改善対応策を文書で回答をいただいている。1ヶ月以内で対応できないことについては、改善の対応が完了するまで確認する。

○委員：

指定審査表の審査基準の適否というのは、実地検査のときに適切であると判断されたということではなく、検査した後に改善策がなされて「適」となっているものも含まれているという解釈でよいか。

○事務局：

そうである。

○委員：

次回からは、そういう指摘に対して個人情報ではあるが、当然指定基準であるので、実地検査に入ったあとの改善策等を開示できるところまでは開示していただきたい。

○事務局：

今、説明があったように、個人情報のこともあるので、口頭で説明するなど検討したい。

○委員：

この点検シートというのは、最低限の基準を決めていて、本当にクリアしなくてはいけない基準だと思う。今、もっと具体的に知りたいと思っているのは、よりよいサービスを行うためにどんな努力をしているのかということだと思う。最低限の基準については市が責任をもって確認していると思うが、よりよいサービスのためにどんなことをやっているのかがわかるように工夫していただけたらよい。

○事務局：

これまでのこの委員会の審議において、基準以外の内容についても知りたいということで、今の形となっている。

実際の検査の際、例えば虐待については、虐待自体を審査する項目はないが、資料2の4ページの14番では身体拘束等の禁止の項目があり、身体拘束を行っているのか、行

っているとすれば必要性を含めて手続きを踏まえて行っているのか確認をしたり、内容によって苦情処理や事故の記録で疑義がある場合には質問等を行って、そのようなことがないかを確認している。

○座長：

そのほかに意見はあるか。

意見も出尽くしたようなので承認ということでよいか。（異議なし）

異議がないので、承認とする。以前に比べて、事務局は対応していると思うが、地域密着型サービスに対する理解が深まるにつれてもっと詳しい内容で審議したいということだと思う。今、委員から出た意見を十分踏まえたうえで、実地検査での具体的な指摘事項や改善策をこの席上でご提示いただくよう事務局にお願いしたい。

### (3) 地域密着型通所介護の移管について

○座長：

それでは次の議題について、前回から追加・変更した部分を中心に、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

平成28年4月からの地域密着型通所介護の移管について、資料2と資料3に沿って説明。

- ・地域密着型サービスの西東京市の理念を追加「健康都市宣言」
- ・新規申請や変更などの取扱い
- ・運営推進会議の実施方法など具体的に記載

○座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員：

平成28年4月1日以降に市外の地域密着型通所介護事業所を利用開始したい場合には、他市の同意を取るまでにどれぐらい時間がかかるのか。

○事務局：

まず他市の同意が得られるかが一番重要である。あとは手続きの問題なので、可能な限り早く行っていきたい。

○委員：

西東京市民が他市の事業所を利用しようとするとその市町村の判断ということか。

○事務局：

そうである。

○委員：

市としては市外の利用は極力控えていこうという方針なのか。

○事務局：

現在の通所介護は広域的な利用が可能なサービスであり、市境を隔てて利用ができないのはあまり好ましくないと本委員会での意見も以前からいただいていることから、利用者の利用状況調査を踏まえて、少なくとも都内の近隣市とは協定書を締結して対応していきたいと考えている。

○委員：

中部圏域と西部圏域については、事業所数が少ないので新規参入を認めるということでのよいのか。新規事業所は公募で行うのか。

○事務局：

圏域についてはそのような考え方である。新規事業所は公募ではなく、東京都と同様に、随時受付となる。

近隣市と行った意見交換会では、地域密着型通所介護の数量規制をしていこうという市はなかった。他市と比べて、西東京市は地域密着型通所介護事業所数が多く、圏域により事業所数に偏りがあったため、このような内容とした。

○座長：

それでは最後の議題、その他を事務局からお願いします。

○事務局：

次回の地域密着型サービス等運営委員会は、日時等は詳細が決定次第ご連絡する。本日の意見を踏まえて、地域密着型通所介護の内容については、また改めて報告する。

○委員：

これで本日の委員会は閉会する。